

平成29年秋季全国火災予防運動における 本県において重点的に取り組む必要のある事項

本県においては、消防庁長官通知（平成29年8月30日付け消防予第277号）の別添「平成29年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある事項を以下のとおり定めるものとする。各消防本部等は、これらの事項に最大限配慮し、火災予防運動の推進に努めるものとする。

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器については、平成23年6月1日から県内の全ての住宅に設置が義務付けられたが、平成29年6月時点の推計では、県内で2割以上の世帯が未設置となっていることから、設置促進を図る必要がある。また、既に設置された火災警報器についても、定期的な作動確認や電池の交換を行う等、適切な管理をする必要がある。

（参考）平成29年6月1日 設置率74.7%（全国41位）、条例適合率58.3%（全国41位）

(2) 高齢者の死者発生防止対策の推進

平成28年の本県の住宅火災による死者数（放火自殺者除く）は26人で、そのうち高齢者が19人と7割以上を占めており、高齢者の死者数の低減を図る必要がある。

（参考）平成28年全国の住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）885人、うち65歳以上の高齢者は619人（69.9%）

平成28年死者発生率（人口10万人当たりの死者数）2.15人（全国46位）

(3) 応急仮設住宅における火災予防対策の推進

応急仮設住宅においては、入居者で構成する自治会（自治防災組織）が組織されているが、棟続き住宅により延焼の危険性が大であることから、同住宅における火災予防対策の推進を図る必要がある。

（参考）平成28年10月6日 いわき市好間工業団地第3応急仮設住宅 4棟全焼

2 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

木造建築物が密集する地域では、乾燥時及び強風時に火災が発生した場合、延焼拡大の危険性が高い。延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防対策や警戒の徹底が必要である。

（参考）平成28年12月22日 新潟県糸魚川市で大規模火災発生

3 放火火災防止対策の推進

本県では、平成28年に放火及び放火の疑いによる火災が110件発生しており、安全で安心な生活に対する大きな脅威となっていることから、放火火災防止対策の推進を図る必要がある。

（参考）平成28年 本県出火原因 最多：放火疑い（66件）、4番目：放火（44件）

4 特定防火対象物における防火安全対策の徹底

(1) ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

防火安全上不備事項がある施設等に対して、早急かつ重点的に改善を図るよう指導してきたところであるが、依然として是正されない施設があることから、引き続き防火安全対策の徹底を図る必要がある。

また、近年こんろによる火災は建物火災の出火原因の第1位であり、飲食店におけるこんろ火災は急激に延焼拡大するケースが多く、水による初期消火は困難である。飲食店の厨房施設の適切な使用・維持管理を徹底して出火防止を図るよう指導する必要がある。

(参考) 重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査(H29.3.31現在)

重大違反対象物数839件

(2) 高齢者や障がい者等が入所する小規模社会施設及び有床診療所における防火安全対策の徹底

高齢者や障がい者等の自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設及び有床診療所においては、従業員が火災時に短時間で入居者を避難させることが困難であることから、従業員に対する訓練を効果的かつ確実に実施する必要がある。

5 避難指示区域内での火災予防対策の推進

避難指示区域内にあっては、消防団員を含む住民の多くが避難しており、火災発生の際に、火災の発見や初期消火の遅れが危惧されるとともに、農地等の原野化が進み、火災が拡大する恐れもあることから、火災予防対策を推進する必要がある。

6 地域における防火安全体制の充実

社会経済情勢の変化等から消防団員や女性防火クラブ員が減少しており、地域防火安全体制の充実を図る必要がある。

(参考) 平成29年4月1日現在 県内の消防団員数33,456人

県内の女性防火クラブ員数46,338人